

## 狭山市地域支援事業（包括的支援事業等）委託業務仕様書

地域支援事業（包括的支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業及び任意事業。以下「事業」という。）については、次のとおりとする。

（担当圏域）

- 1 市があらかじめ設定した日常生活圏域内（水富圏域）に事務所を設置し、当該日常生活圏域を担当し、事業を実施する。

（業務時間及び休業日）

- 2 業務時間及び休業日は、次のとおりとする。
  - （1）窓口の開設時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
  - （2）前号以外における緊急の連絡等に備え、体制を整備する。
  - （3）休日は原則次の通りとする。
    - ① 土曜日及び日曜日
    - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
    - ③ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（配置する職員）

- 3 事業を適切に実施するために、配置する職員は次のとおりとする。
  - （1）保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1人
  - （2）（1）の他に（1）に定める職種より1人

（職員の欠員対応）

- 4 配置する職員に欠員が生じた場合は、速やかに市に報告し、代替職員の補充等により事業の実施に著しい支障をきたさないようにする。

（事業の内容）

- 5 実施する事業の内容は、次のとおりとする。
  - （1）包括的支援事業
    - ① 第1号介護予防支援事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ニ）  
居宅要支援被保険者等の介護予防を目的とし、利用者の心身の状況や置かれている環境等の状況に応じて、ケアプランを作成し、その達成のために必要なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
    - ② 総合相談支援（介護保険法第115条の45第2項第1号）

高齢者（65歳以上、以下同じ。）の方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うため、初期段階の相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施にあたっての必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行う。

③ 権利擁護事業（介護保険法第115条の45第2項第2号）

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うため、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活を支援する。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（介護保険法第115条の45第2項第3号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等はもとより、他の様々な職種との多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援をしていくため、地域における連携・協働の体制づくりを行い、「日常生活圏域会議」の開催等による包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難な事例について、事例検討会の開催等を通じた指導・助言を行う。

⑤ 機能の向上と安定運営

業務の実施にあたっては、3職種のチームアプローチを基本とする。地域包括支援センター向けの研修には積極的に参加するとともに、各地域包括支援センターの特長ある取り組み等を活かして、地域包括支援センターとしての機能の向上に常に努める。

各地域包括支援センター間においては、技量を相互に高めることを目的に、ファシリテーションの技術を活かした意見交換等を行い、自立支援型地域ケア会議等においてもファシリテーターとして会議を運営する。

また、職員が継続的に業務に関わることで、安定した運営を行い、サービスの質を一定以上確保する。

⑥ 在宅医療・介護連携推進事業

市の委託事業として当事業を受託する狭山市医師会立在宅医療支援センターと連携し、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

#### ⑦ 生活支援体制整備事業

市の委託事業として当事業を受託する狭山市社会福祉協議会の生活支援コーディネーター（第1層及び第2層）と連携し、生活支援等サービスの提供体制の構築を推進する。

また、第2層協議体の会議が個別ケースを検討する地域ケア個別会議になりうるため、構成員として出席し、共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくために市に報告する。

#### ⑧ 認知症初期集中支援チーム

市の委託事業として当事業を受託する認知症疾患医療センターであるあさひ病院と連携し、支援体制の構築を推進する。

#### ⑨ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員とともに、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

また、中央公民館で開催するオレンジカフェの実施にあたり、運営及び相談対応等を行うとともに、担当圏域のオレンジカフェ登録店の活動を支援する。

#### ⑩ 地域ケア会議推進事業

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施と、地域包括ケアシステムの構築のために、地域ケア会議を推進し、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成につなげるため、地域ケア会議で得られた地域課題を市に報告し、課題の解決にあたっては市と一体的に取り組む。

##### ア 自立支援型地域ケア会議

地域包括ケアシステムの構築を果たすための重要な手法である「自立支援型地域ケア会議」においては、多職種が連携して高齢者のQOL向上と、自立した生活を支えていくケアプランの検討を行う。その際にはファシリテーターとしての役割を実施し、介護支援専門員への指導・支援のほか、介護事業者及び医療関係者等との調整を行う。

##### イ 評価会議

アの会議により決定したケアプランについて、地域包括支援センターと介護事業者を中心とした評価会議を概ね6か月を目安に実施し、プランの見直しを図る。その際にはファシリテーターとしての役割を実施し、会議の進行

を行う。

なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、圏域内の全ての介護支援専門員が年に1回はいずれかの地域ケア会議での支援が受けられるようにする等、その効果的な実施に努める。

#### ウ 圏域会議

地域における関係者とのネットワーク構築と、介護支援専門員の資質向上を図る観点から、地域の多様な関係者が協働し介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的とする圏域会議を市と連携して4回以上開催する。

また、圏域会議を開催するにあたり、住民主体で地域課題の解決を図れるようファシリテーターとしての役割を主体として地域づくりを推進する。

### (2) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援する。

介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様、要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて利用者の目標を設定し、利用者本人がそれを理解したうえでその目標達成に取り組んでいけるよう、具体的なケアプランを作成する。

### (3) 一般介護予防事業

#### ① 介護予防把握事業

市の各担当課から得られた情報のほか、医療機関、民生委員・児童委員等地域住民からの情報提供により、何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

#### ② 介護予防普及啓発事業

市内在住の高齢者を対象に介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催等、介護予防に資する内容を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。

#### ア 出前講座

介護予防の普及・啓発、認知症予防、福祉に関する内容の講座を企画・実施する。

重点目標として、講座参加者等が地域においてボランティア等による自主的な運営を促す観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の通いの場づく

りを目的とした講座の実施と、全ての講座に共通して同一講座を一定期間で継続的に行うものが望ましい。

講座の実施にあたっては、1回1時間以上、最低参加者5名とし、介護予防に関する講座を行う場合は、原則「基本チェックリスト」を実施する。

#### イ ミニ講座

アにおける開催時間が1回15分以上60分未満とする。

#### ウ つどいの場（サロン）

高齢者と地域住民が気軽に集える場を立ち上げ、継続運営のため、ボランティアを活用し、運営自主化に向けた活動を支援する。

実施にあたっては、1回1時間以上、最低参加者5名とする。

#### エ 担い手（ボランティア）の育成

地域活動の担い手となるボランティアの育成、活動支援をするため、講座等を実施する。

講座の実施にあたっては、1回1時間以上、最低参加者5名とする。

#### オ 脳力アップ教室等の実施

認知症予防に役立つ行動変容のきっかけとなるような地域活動を、継続的または定期的に実施する。

教室の実施にあたっては、1回1時間以上、標準コース（全16回）、又は集中コース（全8回）とし、コース開始前、終了時には効果測定のパイプ・コグ検査と結果説明を行う。

### ③ 地域介護予防活動支援事業

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動（地域住民団体交流等）を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。

### ④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価するための調査の実施に協力する。

### ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するための自立支援型地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する地域リハビリテーション活動支援事業の推進に協力する。

#### (4) 任意事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、必要な支援に取り組む。

##### ① 家族介護支援事業

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。

##### ア 介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。

##### イ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。

##### ウ 家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業を行う。

##### (a) 健康相談・疾病予防等事業

要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行う。

##### (b) 介護者交流会の開催

介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業を行う。

##### (c) 介護自立支援事業

介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業を行う。

##### ② 認知症の啓発

##### ア 認知症サポーター養成講座の開催、支援

(a) 団体（企業）向け、市民向けの講座をそれぞれ1回以上企画し、開催する。

(b) 市が主催する認知症サポーター養成講座に協力する。特に、小中学生を対象とした講座に力点を置くこととした趣旨を理解し協力する。

(c) 他のキャラバンメイトの開催する講座を支援する。

イ 認知症の啓発を常に念頭に置き、その要素を取り入れて他の事業を実施す

る。

③ 認知症の状況に応じた支援・ネットワークづくり

ア 「認知症ケアパス」の概念に基づき、認知症の状態に応じた適切なサービス提供ができるよう、認知症対応力の向上に努める。

イ 認知症の相談、支援において、医療機関と介護事業者との連携を促進する。  
また、他の社会資源、地域住民なども含めた認知症支援のネットワークづくりを推進する。

ウ 認知症に的確に対応したケアマネジメントが実践できるよう研修などを受講し、その成果を介護支援専門員への指導・支援に活用する。

エ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症の人やその家族の視点の重視し、認知症予防、認知症啓発のほか、認知症高齢者とその介護者を地域で支えるために、医療機関、介護サービス事業者、地域支援推進員等との連携を図る。

（報告）

6 上半期・下半期の事業完了後に提出する業務実績報告の他に、毎月の相談状況等を相談状況報告書により、翌月10日までに報告するものとする。

（経理区分）

7 管理責任者は、事業に係る経理と他の業務に係る経理とを明確に区分すること。

（個人情報保護及び守秘義務）

8 事業に従事する職員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、支援対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

また、個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」の内容を遵守すること。

（その他）

9 本仕様書に定めのない事項については市と受託者とで協議して定めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

### (収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (資料等の返還等)

第7 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

### (事故発生時における報告)

第8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

第9 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実際に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第11 受注者又は受注者の従事者の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第13 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。